廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分の発出について

建設業等を営む株式会社則武地所(本店:相模原市中央区)が、相模原市緑区大島に所在する土地において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に違反して廃棄物を埋立処分した結果、生活環境の保全上支障を生ずるおそれを生じさせたため、同社及び下記対象者に対し、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出しました。

1 対象者

- (1)商号 株式会社則武地所 本店 相模原市中央区相模原二丁目 11番 27号
- (2)氏名 野口 昇(同社 実質経営者)
- (3)氏名 佐野 由美子(同社 代表取締役)
- (4)氏名 渡辺 明男(同社 取締役)
- (5)氏名 野口 武昇(同社 前代表取締役)
- (6)氏名 下川原 利浩(同社 従業員)
- (7)氏名 小向 富太郎(同社 従業員)
- (8)商号 有限会社中村圧送 本店 神奈川県厚木市三田南一丁目 15番2-105
- (9)氏名 中村 修一(同社 代表取締役)

2 発出日

令和2年2月12、13日

3 講ずべき措置

(1)株式会社則武地所

株式会社則武地所が、相模原市緑区大島 2555 番ほか数筆に所在する同社大島工場及びその周辺に埋立処分した産業廃棄物約 3,663 立方メートルを全量撤去し、廃棄物処理法の規定に従い適正に処理すること。

(2)有限会社中村圧送

有限会社中村圧送が、相模原市緑区大島2555番ほか数筆の土地に所在する株式会社則武地所大島工場及びその周辺において、産業廃棄物の上に約76平方メートルにわたり打設したコンクリートを撤去し、撤去した廃棄物を廃棄物処理法の規定に従い適正に処理すること。

4 履行期限

令和2年11月13日

5 根拠法令

廃棄物処理法 第19条の5第1項第1号

6 命令を行う理由

(1)株式会社則武地所

株式会社則武地所は、相模原市中央区相模原二丁目 11 番 27 号に本店を置き、建設業等を行うもの、野口昇氏は、同社の実質経営者としてその業務全般を統括管理するもの、下川原利浩氏及び小向富太郎氏は、同社の従業員としてその業務に従事するものであるが、下川原利浩氏、小向富太郎氏及びほか数名の者は、野口昇氏の指示の下、同社の業務に関し、平成 26年3月24日ころから平成30年4月24日ころまでの間、相模原市緑区大島2555番ほか数筆の土地に所在する株式会社則武地所大島工場及びその周辺において、同社が事業活動に伴い排出した産業廃棄物である木くず、廃プラスチック等合計約3,663立方メートルを、地面上に重機で平らに均し、その上にコンクリートを打設する方法及び地面上に投棄し、その上に残土を掛ける方法により埋立処分し、もって、産業廃棄物処理基準に従わない処分を行ったことにより、生活環境の保全上支障を生ずるおそれを生じさせたため。

佐野由美子氏及び渡辺明男氏並びに野口武昇氏は、同社役員でありながら、業務上の監督を怠り、上記埋立処分を招いたため。

(2)有限会社中村圧送

有限会社中村圧送は、神奈川県厚木市三田南一丁目 15 番 2 - 105 に本店を置き、コンクリートの圧送工事業を営むもの、中村修一氏は、同社の代表取締役として、その業務全般を統括管理するものであるが、中村修一氏は、同社の業務に関し、平成 26 年 3 月 24 日ころから同年 11 月 7 日ころまでの間、相模原市緑区大島 2555 番ほか数筆の土地に所在する株式会社則武地所大島工場及びその周辺において、株式会社則武地所が事業活動に伴い排出した産業廃棄物である木くず、廃プラスチック等の上に、約 76 平方メートルにわたり、圧送車を用いてコンクリートを打設する方法により、同廃棄物を埋立処分し、もって、産業廃棄物処理基準に従わない処分を行ったことにより、生活環境の保全上支障を生ずるおそれを生じさせたため。

7 環境への影響について

廃棄物が埋立処分された場所及びその周辺において、水質検査等を実施した結果、埋立処分された場所を掘削した際に、採取した水に関し、水道水質基準()をわずかに超過した項目が1項目認められましたが、現在のとこる、有害物質の漏出、悪臭の発生等、生活環境保全上の支障は認められませんでした。

今回の措置命令は、正規の埋立処分場以外の場所に、大量の廃棄物が埋立処分されていること等に照らし、将来において、生活環境の保全上支障が生ずるおそれが認められることから、その発生を防止するため、廃棄物の撤去等を命じるものです。

水道水質基準

(水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準)カルシウム(水の「硬度」に係る項目)について、300mg/Lと定められているところ、330mg/L検出されました。参考として、「高カルシウム血症」が生じるおそれがある1日当たり2,500mgを摂取するためには、当該水を約8リットル飲用することとなります。

8 改善命令の同日発出について

株式会社則武地所が、前記大島工場において、別途、地上に保管している 産業廃棄物(約194立方メートル)について、保管方法が廃棄物処理法に適 合していないため、同社に対し、同日、同廃棄物を撤去すべきことを内容と する改善命令を発出しました。

なお、当該廃棄物に関し、現在のところ、環境への影響はありません。

【問い合わせ先】 廃棄物指導課

電話:042-769-8358(直通)